

島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 平成27年 6月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
	(事業概要) (事業主体の根拠)	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	(事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	(費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	(生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	(継続・中止)
	(事業名・地区) 地すべり対策事業 都万目地区 (事業位置) 隠岐の島町上西 (事業費) 400,000 千円 (事業概要) 事業目的：地すべり被害の防止 指定区域面積：41.92ha 主要工種：集水井、集水・横ボーリング (事業主体の根拠) 地すべり等防止法第7条 都道府県知事による地すべり防止工事の施工・区域の管理 (再評価区分) 事業採択後 10 年を経過している継続中の事業 (担当部課名) 土木部砂防課	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度：平成 18 年度 用地着手年度：平成 20 年度 工事着手年度：平成 20 年度 完了予定年度：平成 30 年度 経過年数：10 年 (進捗状況と今後の見込み) 進捗率：76 % 工事：70 % 地すべりによる変状の大きさや保全対象から緊急性を判断し、緊急性の高い地すべりブロックから順次対策を実施する。 実施にあたり、以下の理由から事業が長期間に及んでいる。 ・ブロック数が6と多い。 ・近接するブロックや同じブロックでもすべり面が上下に想定される箇所では、効果が連動する可能性が高く、より経済的・効果的な対策とするため、地下水位の降下状況を段階的に確認しながらの作業となる。 ・降雨状況によっては、観測解析に複数年を要する場合がある。	(事業導入の経緯・目的) 本地区は、昭和 20 年代から地すべり活動が顕著になり、昭和 36 年に地すべり防止区域に指定され、主に水路工などの表面水排除工の対策が行われた。 その後、平成 10 年代になって地すべり活動が原因と考えられる家屋の傾きや亀裂の発生等が確認された。 地すべりが発生すると地域の避難所やそこに通じる町道に被害が及び、集落が孤立するおそれがあることから、平成 18 年度に事業に着手した。 地すべりによる被害を除去、または軽減することにより、地域における安定した生活基盤の確保を図る。 (事業を取り巻く社会情勢) 保全対象には、人家 21 戸、耕地 11.9ha、町道、避難所である集会所などがあり、事業の必要性が高い。 (事業に対する地元情勢・計画の熟度) 当地区には、人家や集落の避難所があることから、地元住民は対策工事の早期完成を熱望している。	(費用対効果) B / C = 4.90 (コスト削減・代替案等) 既設水路等の現地発生材の再利用や再生資材の積極的利用を図る。 また、優先度の高い地すべりブロックから効果を確認しながら段階的に必要最小限の対策を実施することで、コストの削減を図る。 (その他の効果) ・ライフライン機能（町道）の保全。 ・地域における人口減少の歯止め。 ・土砂災害に対する地域住民の不安の軽減。 ・公共施設（都万目集会所）の利用確保。	(生活環境・自然環境への影響) 事業による土地の改変は、集水井の設置箇所と横ボーリングの孔口付近のみとわずかであるため、事業による影響はほとんどない。 (事業を中止した場合の影響) 現在でも地すべりによる被害が発生している箇所があり、事業を中止した場合、未対策の3つのブロックで地すべりの可能性が残り、それらのブロック内やその周辺において甚大な被害が発生する可能性がある。 優先度の高いブロックから対策を実施しており、同一地すべり区域内で対策済み箇所と未対策箇所が存在し、事業の公平性を欠くことになる。	(方針案) 継続 (継続・中止の理由) 降雨時に地すべり活動が活発化し、未対策ブロックでは人家や道路などで被害が発生している状況である。未対策ブロック内やその周辺にはまだ多くの人家、耕地、道路などが存在し、そのまま放置すると被害が拡大するおそれがある。 この地域における安定した生活基盤を確保し、民生の安定を図るためにも、地すべり対策事業の継続が必要である。

都万目地区 地すべり対策事業平面図



【保全対象】
 人家21戸
 耕地11.9ha
 町道3.5km
 都万目集会所 等

凡例
 対策済ブロック
 H27対策ブロック
 未対策ブロック
 保全人家

地すべり防止区域 A=37.00ha
 (建設省告示第94号昭和36年4月8日)

